

特定計量器販売事業者の遵守事項及び諸手続きについて

1 販売する際に届出が必要な特定計量器

政令で定められている特定計量器は、非自動はかり（家庭用特定計量器を除く。）、分銅及びおもりです。（施行令 第13条）

届出不要事例

- ・家庭用特定計量器（ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール）又は自動はかりのみの販売
- ・届出製造事業者又は届出修理事業者が、届出に係る特定計量器であって、ご自身が製造又は修理したものの販売

2 販売事業者の遵守事項

販売事業の届出をした事業者には、適正な計量の実施を確保するため、遵守すべき事項が定められています。

遵守すべき事項（施行規則 第19条）

- ① 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。
- ② 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。

「取引・証明に使用されるはかり」を購入される方に対しては、検定証印又は基準適合証印が付された「はかり」を販売し、その正しい使用方法と定期検査の受検義務について説明して下さい。＜検査日程は「愛知県計量センター」のHPに掲載＞

また、「はかり」は、重力加速度の影響により、使用場所が制限されているものがあります。購入される方に使用場所を確認し、適切な「はかり」を販売して下さい。

不遵守の場合の措置（計量法 第52条）

- ① 都道府県知事は、販売事業者が遵守すべき事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障が生じていると認められる場合、遵守すべきことを勧告することができる。
- ② 勧告に従わなかった場合、その旨を公表することができる。
- ③ 勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

罰則（計量法 第174条第2号）

上記③の命令に違反した者は30万円以下の罰金

3 届出の諸手続き（計量法 第51条）

- ① 特定計量器を販売しようとするとき

営業所の所在地を管轄する都道府県知事に「特定計量器販売事業届出書」を提出しなければなりません。

- ② 変更が生じたとき

届出者の氏名又は名称、住所等、当初届け出た事項に変更があったときは、販売の事業を届け出た都道府県知事に遅滞なく「届出書記載事項変更届」を提出しなければなりません。

- ③ 事業を廃止したとき

販売の事業を届け出た都道府県知事に遅滞なく「廃止届」を提出しなければなりません。

特定計量器販売事業の届出先詳細

届 出 先		営業所所在地			
愛知県計量センター 〒476-0001 東海市南柴田町口ノ割 9 5 番地 2 4 TEL 052-603-6300 FAX 052-603-1396		① 名古屋市 ② 名古屋市と県民事務所等地區 ※1 ③ 複数の県民事務所等地區 ※2			
県 民 事 務 所 等 地 区	尾張県民事務所 産業労働課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2 - 6 - 1 TEL 052-961-8346 FAX 052-951-5680	一宮市	瀬戸市	春日井市	犬山市
		江南市	小牧市	稲沢市	尾張旭市
		岩倉市	豊明市	日進市	清須市
		北名古屋市	長久手市	東郷町	豊山町
		大口町	扶桑町		
	海部県民事務所 産業労働課 〒496-8531 津島市西柳原町 1 - 1 4 TEL 0567-24-2133 FAX 0567-26-4040	津島市	愛西市	弥富市	あま市
		大治町	蟹江町	飛島村	
	知多県民事務所 産業労働課 〒475-8501 半田市出口町 1 - 3 6 TEL 0569-21-8116 FAX 0569-26-4529	半田市	常滑市	東海市	大府市
		知多市	阿久比町	東浦町	南知多町
		美浜町	武豊町		
	西三河県民事務所 産業労働課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1 - 4 TEL 0564-27-2720 FAX 0564-23-4653	岡崎市	碧南市	刈谷市	安城市
		西尾市	知立市	高浜市	幸田町
	西三河県民事務所 豊田庁舎 豊田加茂産業労働・山村振興グループ 〒471-8503 豊田市元城町 4 - 4 5 TEL 0565-32-7498 FAX 0565-32-6470	豊田市	みよし市		
	東三河総局 企画調整部産業労働課 〒440-8515 豊橋市八町通 5 - 4 TEL 0532-54-2582 FAX 0532-54-7239	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市
	東三河総局 新城設楽振興事務所 山村振興課 〒441-1365 新城市字石名号 2 0 - 1 TEL 0536-23-2116 FAX 0536-23-6950	新城市	設楽町	東栄町	豊根村

[備考] ※1 営業所が名古屋市内と一宮市内にある場合等です。

※2 営業所が岡崎市内と豊田市内にある場合等です。